

歴史・文化を活用したまちづくり調査特別委員会会議録（要点筆記）

日 時：令和6年8月2日（金）

午後 2 時 3 0 分開会

場 所：議 会 会 議 室

○小出義一委員長

ただ、今から歴史・文化を活用したまちづくり調査特別委員会を開催いたします。協議題1 調査事項についてを議題とします。

（1）設置目的について行います。

当委員会は、「歴史文化の保存計画から活用方法の検討について」を設置目的とし、調査・研究を進めてまいります。

半田市には、文化財をはじめ、産業などの伝統・文化、功績を残された先人、さらには自然災害や戦争遺構など、多くの歴史があります。この歴史や文化を計画的に活用したまちづくりをすることでシビックプライドの醸成につながると考えます。

設置目的についてご意見等がありますか。

【「なし」との声あり】

○小出義一委員長

ないようでしたら、この件については終わります。

次に、（2）半田市の現状について行います。

資料1の「博物館の基本使命」と資料2の「文化財保存活用地域計画」について、当局から説明があります。よろしくお願いします。

○関正樹博物館長

博物館より、半田市の現状について説明をさせていただきます。まず、資料1をご覧ください。

こちらの資料は、博物館法で定義されている博物館の基本使命や事業を記載しています。博物館の基本使命は、第2条で定義されているように、文化財の保存、継承と郷土資料の収集、調査、保存に努め、収集した資料等を通じて地域の自然や歴史、民族等についての展示を提供するというものになります。

また、博物館が行う事業については博物館法第3条で規定されており、博物館の目的を達成するために必要な事業として、12の事業が挙げられています。

①実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

- ②分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
- ③博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。
- ④一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
- ⑤博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- ⑥博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
- ⑦博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- ⑧博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- ⑨当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
- ⑩社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- ⑪学芸員やそのほか博物館の事業に従事する人材の養成、及び研修を行うこと。
- ⑫学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

以上のとおりとなっています。

博物館法は、令和4年に一部改正され、デジタルアーカイブの作成と公開や博物館で働く人材の養成や研修等の実施も加わりました。

実際に博物館法に基づいて行っている業務は、事前にお配りしております、博物館の事業概要に載っていますので、そちらの資料をご覧ください。

記載されている事業の中では、企画展等の展示の事業や文化財の保存修理、保存施設整備等の補助事業、旧中埜家住宅等の国の重要文化財の保存管理・整備において大きなウエイトを占めています。

現在、博物館では文化財の保存・継承などは行っていますが、活用についてはあまりできていないのが現状です。

文化財に関しては、これまで国は保存・継承に力を入れていましたが、文化財法が改正されてからは活用に関心をもち、力を入れる形に変わってきており、文化財保存活用地域計画を作る自治体も増えてきました。文化財保存活用地域計画とは、各市町村において取り組んでいく目標や取り組みの具体的な内容を記載した、文化財の保存・活用に関するマスタープラン兼アクションプランです。マスタープランは、保存・継承が柱になっており、アクションプランで活用する、というような形で、保存・継承と活用の2つを盛り込んだ計画が文化財保存活用地域計画です。愛知県下では、7自治体が策定しています。

半田市における、文化財保存活用地域計画については、以前、議員の一般質問において計画を策定してはどうか、という質問がありましたが、その際の答弁では、まだ半田市としては作らない、と答えています。しかしながら、文化財法が改正されたことに伴い、計画を策定することで、国からの補助金が得られやすいなどのメリットがあることから、計画の策定を検討している市町が出てきているのは事実です。

計画が必要な補助事業は資料2に記載しています。計画がなくても補助金がもらえる事業もありますが、今後、国や県はこういった計画に力を入れていき、補助金申請の際に文化財保存活用地域計画が必要事項になってくる可能性はあると思います。

この計画の1番の目的は、文化財を守り活かし、次世代へ伝えていく体制づくり、文化財の存続に繋げていくことだと思っています。

計画を作成するにあたっては、基本的な考え方や留意点は、国から出ている指針を活用して作っていくことになります。

博物館として、これまで文化財保存活用地域計画について調査研究を行ってきましたが、策定するかどうするかは決めかねているのが現状です。

半田市の文化財につきましては、半田市の文化財が紹介されている文化財ガイドマップをお配りしておりますので、半田市にどのような文化財があるかをご確認いただければと思います。

○小出義一委員長

半田市の現状について、資料の1、2を使って説明していただきました。

何か質疑があればお願いしたいと思います。 暫く休憩します。

休憩 午後2時15分

再開 午後3時06分

○小出義一委員長

会議を再開します。

休憩中の主な質疑として、

- ①文化財保存活用地域計画を策定する予定はあるのかについては、策定するかどうかを調査・研究している段階、とのこと。
- ②災害時の文化財保護の方針を定めているのかについては、方針や計画はない、とのこと。
- ③博物館の事業の中で特に力を入れている事業は何かについては、常設展示や企画展示等の展示に力を入れている、とのこと。

④学芸員等の人材育成はどのように行っているのかについては、研修や企画展の準備等の業務を通して能力の向上を図っている、とのこと。

このことについて、他に何かご意見等がありますか。

【「なし」との声あり】

○小出義一委員長

ないようでしたら、この件については終わります。

次に（３）調査票についてを議題とします。現状の半田市の歴史・文化について感じていることを委員の皆様から聞き取り、今後の委員会の方向性を定めていくために調査票を用意しました。８月５日（月）正午までにご提出お願いいたします。ご提出いただいた回答を参考に委員会の方向性をお示していきます。

このことについて、何かご意見等がありますか。

【「なし」との声あり】

○小出義一委員長

ないようでしたら、この件については終わります。

次に、（４）その他、今後のスケジュールについてを行います。日程については、議会事務局に説明させます。暫く休憩します。

休憩 午後３時１６分

再開 午後３時５０分

○小出義一委員長

会議を再開します。

県内視察・県外視察の予定は、１１月２１日（木）、１１月２２日（金）、１１月２６日（火）午後、１１月２７日（水）午後、１月２８日（火）、２９日（水）、３０日（木）の中で調整していきますので、ご予定ください。

委員会は、９月５日（木）に県内・県外視察先の勉強会、１０月１日（火）に県内・県外視察の質問事項調整を行いますのでご予定ください。

講師による勉強会は、１０月２３日（水）午前、１０月３１日（木）午後１時００分から、１１月２０日（水）午前を候補日としますのでご予定お願いいたします。

この件について、ご意見等がありますか。

【「なし」との声あり】

○小出義一委員長

ないようでしたら、この件については終わります。

以上で本日の委員会を閉会いたします。

その他、何かある方はいますか。

【「なし」との声あり】

○小出義一委員長

ないようですので、以上で歴史・文化を活用したまちづくり調査特別委員会を閉会します。

閉会 午後3時53分